

4. 規程の変更に関する事項

(1) 理事及び監事の報酬及び費用の支給に関する規程の一部変更

平成27年2月の内閣府による立入検査での指摘を受け、報酬の支給方法の新規追加と費用の支給方法及び規定の改廃を修正・変更するため、平成27年4月25日の第35回理理事会で検討を行い、同年5月29日の第13回定時総会の決議を踏まえて、同日承認・施行された。

変更の箇所、変更の理由及び内容は、以下の通りである。

① 報酬の支給方法の新規追加

【変更箇所】同規程の第5条（新規追加）

【変更理由】「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」の第三条（報酬等の支給の基準に定める事項）による報酬の支給方法及び形態が欠落しているため規定を追加。

【変更内容】第4条の次ぎに第5条として以下の通り規定を追加し、以下条文番号を繰り下げ変更した。

[変更後]

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給方法は、事業執行後に現金又は銀行振込で支払うものとする。

② 費用の支給

【変更箇所】（変更前）第5条

【変更理由】（変更後）第5条の支給方法と整合性を図るため。

【変更内容】

[変更前]

(費用の支給)

第5条 （略）

2 職務の執行に当たって発生する費用の支給は、委員会出席手当を除き、本協会による実費清算とする。ただし、実費清算が困難な場合には立替とし、領収書の添付を条件に請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

[変更後]

(費用の支給)

第6条 （略）

2 職務の執行に当たって発生する費用の支給は、委員会出席手当を除き、本協会による実費清算とする。ただし、実費清算が困難な場合には立替とし、領収書の添付を条件に請求のあった日から遅滞なく現金又は銀行振込で支払うものとする。

③ 規程の改廃

【変更箇所】（変更前）第7条

【変更理由】理事及び監事の報酬等の額は定款第13条で総会に決議事項となっているため理事会の決議は不要。

【変更内容】

[変更前]

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の議決を経て、総会の議決により行うものとする。

[変更後]

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

(2) 事業組織規程の一部変更

平成27年度事業計画の決定を受けて、事業組織の追加及び小委員会の構成を整備するため、以下の通り平成27年4月25日の第35回理事会において規程の一部を変更し、同日から施行した。

【事業組織の追加】

第5条 (13)に「情報セキュリティ対策問題研究小委員会」を追加した。

【小委員会の構成の一部変更】

「情報セキュリティ対策問題研究小委員会」の設置に伴い、委員の大半を外部から新たに招く必要が生じたことから、理事会で必要があると認めた場合に限り外部者を委員とすることができるよう、以下の通り改めた。

[変更前]

(小委員会)

第19条 委員会及び分科会は、必要に応じ委員の内から少数の委員を持って構成する小委員会を設けることができる。

[変更後]

(小委員会)

第19条 委員会及び分科会は、必要に応じ委員の内から少数の委員をもって構成する小委員会を設けることができる。但し、理事会で委員会及び分科会以外の者を委員として構成する必要があると認めた場合はこの限りではない。

(3) 事務局職員旅費規程の一部変更

出張に伴う事務局職員の旅費規程が専任職員を対象としており、嘱託職員が対象とされていないことから、嘱託職員にも適用できるようにするため、平成27年4月25日の第35回理事会において規程の一部を以下の通り変更し、同日から施行した。

[変更前]

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人私立大学情報教育協会(以下「この法人」という。)の業務遂行上、この法人の事務局職員(以下「職員」という。)が出張する場合の旅費の支給に関する事項を定めたものである。

[変更後]

第1条 この規程は、公益社団法人私立大学情報教育協会(以下「この法人」という。)の業務遂行上、この法人の事務局職員(嘱託職員を含む。以下「職員」という。)が出張する場合の旅費の支給に関する事項を定めたものである。